

質問第七三号

陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年四月十三日

青 木 愛

参議院議長 伊達忠一殿

○

○

陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する再質問主意書

平成三十年三月三十日に提出した「陸上自衛隊オスプレイの配備先に関する質問主意書」(第百九十六回国会質問第五五号。以下「前回質問主意書」という。)に対する答弁(内閣参質一九六第五五号。以下「前回答弁書」という。)の「二について」において政府は、「防衛省としては、V二二の導入に際しての一時的な処置については、様々な選択肢を検討しているところであり、木更津市に暫定的に配備することを決定した事実はない旨を説明したとおりである。」と答弁した。

その上で、前回答弁書の「三から八までについて」において「二についてで答えたとおり、防衛省としては、V二二の導入に際しての一時的な処置については、様々な選択肢を検討しているところであるが、仮定の質問については、お答えすることを差し控えたい。」と答弁した。

しかし、前回質問主意書における三から八までの質問は、木更津市への暫定配備について質問したものでなく、V二二の暫定配備一般について行った質問である。

平成二十九年十一月二十四日、小野寺防衛大臣は記者会見において「陸自のV二二オスプレイについては、あくまで現時点での計画であり、変更はあり得ますが、平成三十年秋頃から順次国に輸送される予定に

なっています。施設整備には一定期間を要する見込みであり、現時点から施設整備に着手してもV―二二オスプレイのわが国への輸送時に間に合わせることは極めて困難になっています。防衛省としては、施設整備が完了するまでの間のV―二二オスプレイの一時的な処置について、様々な選択肢を検討しております。」と述べており、防衛省が施設整備が完了するまでの間のV二二の一時的な処置を検討していることは明確である。

よって、以下再質問する。

一 小野寺防衛大臣が前記記者会見で述べた「施設整備が完了するまでの間のV―二二オスプレイの一時的な処置」とはどのような処置か。

二 政府は、中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）に基づき、ティルト・ローター機（V二二オスプレイ）十七機の調達を決定している。これらの配備先が決定しない現状においては、配備先が決定するまでの間、米国（納入元）に留め置くことが選択肢として考えられるが、政府の見解を問う。

三 今後、「施設整備が完了するまでの間のV―二二オスプレイの一時的な処置」については、いつ、誰が、どのような手続を経て決定するのか。

右質問する。